

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月4日

【発行者名】 フォーカス・シキャブ  
( Focused SICAV )

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ロバート・スティンガー ( Robert Süttinger )  
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
イオアナ・ナウム ( Ioana Naum )

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A  
( 33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健  
弁護士 大 西 信 治  
弁護士 白 川 剛 士

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】  
フォーカス・シキャブ  
- グローバル・ボンド  
- ハイ・グレード・ボンド・米ドル  
- ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
- USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル  
- ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
( Focused SICAV  
- Global Bond  
- High Grade Bond USD  
- High Grade Long Term Bond USD )  
- US Corporate Bond Sustainable USD  
- World Bank Long Term Bond USD )

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】  
記名式無額面投資証券

## グローバル・ボンド

クラス米ドルF - acc投資証券

クラス円ヘッジF - acc投資証券

## ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券

クラス円ヘッジF - acc投資証券

## ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券

クラス円ヘッジF - acc投資証券

## USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

クラスF - acc投資証券

クラス円ヘッジF - acc投資証券

## ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

## グローバル・ボンド

クラス米ドルF - acc投資証券：15億3,990万米ドル（約2,320億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：955億2,000万円を上限とする。

## ハイ・グレード・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：15億4,960万米ドル（約2,335億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：928億8,000万円を上限とする。

## ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：18億3,490万米ドル（約2,765億円）を上限とする。

クラス円ヘッジF - acc投資証券：878億6,000万円を上限とする。

## USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル

クラスF - acc投資証券：11億7,070万米ドル（約1,764億円）

クラス円ヘッジF - acc投資証券：872億8,000万円

## ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

クラスF - acc投資証券：10億4,680万米ドル（約1,577億円）

（注1）上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2024年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている（グローバル・ボンド - クラス米ドルF - acc投資証券については153.99米ドル（約23,202円）に1,000万口を、グローバル・ボンド - クラス円ヘッジF - acc投資証券については9,552円に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については154.96米ドル（約23,348円）に1,000万口を、ハイ・グレード・ボンド・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については9,288円に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については183.49米ドル（約27,646円）に1,000万口を、ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については8,786円に1,000万口を、USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル - クラスF - acc投資証券については117.07米ドル（約17,639円）に1,000万口を、USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル - クラス円ヘッジF - acc投資証券については8,728円に1,000万口を、ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル - クラスF - acc投資証券については104.68米ドル（約15,772円）に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。）。

（注2）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 150.67円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年4月30日に提出した有価証券届出書（2024年7月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」という。）について、2025年2月4日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針に関する記載が追加され、また、決済日およびファンド営業日の定義ならびに管理会社の商号等が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

（注）下線または傍線部は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 外国投資法人の概況

##### （2）外国投資法人の目的及び基本的性格

<訂正前>

##### a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」） の名称	フォーカス・シキャブ (Focused SICAV)
（中略）	
管理会社	<u>UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ</u> (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.) R.C.S. ルクセンブルグB 154.210

（中略）

本投資法人は、投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

投資主は、総会において、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する投資証券一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに係る総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

（中略）

本投資法人は、2002年12月20日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート に従いSICAV形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2005年7月15日に設立された。2011年5月16日を発効日として、本投資法人はUBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイを管理会社に任命した。本投資法人は、2014年6月26日付で、2010年法パート に従い、譲渡性のある証券（UCITS）を投資対象とする投資信託へと移行した。

（後略）

&lt;訂正後&gt;

## a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」）の名称	フォーカス・シキャブ (Focused SICAV)
(中略)	
管理会社	UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ <sup>(注)</sup> (UBS Asset Management (Europe) S.A.) (注) 2024年10月1日付で、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)からUBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(UBS Asset Management (Europe) S.A.)に名称が変更された。以下同じ。 R.C.S. ルクセンブルグB 154.210

(中略)

本投資法人は、投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が仲介機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる仲介機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該仲介機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく仲介機関に認められることがある。従って、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

投資者が仲介機関を通じて申込みをする際に純資産価格の計算に誤謬および/または投資規則の不遵守および/または本投資法人レベルでのその他の誤謬があった場合、投資者が常に補償を受けられるとは限らない。投資者は、悪影響を受ける可能性のある権利に関して助言を求めるべきである。

投資主は、総会において、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する投資証券一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに係る総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。

(中略)

本投資法人は、2002年12月20日に制定された集合投資事業に関するルクセンブルグ法パート に従いSICAV形態によるオープン・エンド型投資ファンドとして2005年7月15日に設立された。2011年5月16日を発効日として、本投資法人はUBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(旧UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ)を管理会社に任命した。本投資法人は、2014年6月26日付で、2010年法パート に従い、譲渡性のある証券(UCITS)を投資対象とする投資信託へと移行した。

(後略)

## 2 投資方針

## (1) 投資方針

&lt;訂正前&gt;

(前略)

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

(後略)

<訂正後>

（前略）

サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンド

UBSアセット・マネジメントは、一定のサブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドに分類している。サステナビリティ・フォーカス/インパクト・ファンドは、ESG特性を促進するか、または投資方針に定められる特定のサステナビリティ目標を有する。

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け/選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行われ、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。
2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

サブ・ファンドおよび特定の投資方針

（後略）

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

（中略）

一般的リスク情報

## UCIおよびUCITSへの投資

(中略)

サブ・ファンドはまた、UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイまたは共同経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

## a. リスク要因

(中略)

一般的リスク情報

UCIおよびUCITSへの投資

(中略)

サブ・ファンドはまた、UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイまたはUBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイの共通の経営もしくは支配によるかもしくは多額の直接持分もしくは間接持分を有するその関連会社が運用しているUCIおよび/またはUCITSにも投資することができる。かかる場合、当該受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

## (4) その他の手数料等

&lt;訂正前&gt;

(前略)

管理会社の報酬方針

(中略)

投資家は、直近の報酬方針に関する詳細(報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会(もしあれば)の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。)を[http://www.ubs.com/lu/en/asset\\_management/investor\\_information.html](http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html)で閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

管理会社の報酬方針

(中略)

投資家は、直近の報酬方針に関する詳細(報酬および利益の算定方法の概要、報酬委員会(もしあれば)の構成を含め報酬および利益を付与する責任を負う者の情報を含むが、それらに限らない。)を

[www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures](http://www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures)で閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

## 7 管理及び運営の概要

## &lt;訂正前&gt;

(前略)	
3 投資主・外国投資法人債権者の 権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権 者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 報告書を受領する権利
(中略)	
(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所  (中略) 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

## &lt;訂正後&gt;

(前略)	
3 投資主・外国投資法人債権者の 権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権 者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 報告書を受領する権利
(中略)	
(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 <u>外国法共同事業</u>  (中略) 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 <u>外国法共同事業</u>

### 第三部 外国投資法人の詳細情報

#### 第2 手続等

##### 1 申込(販売)手続等

###### <訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

保管受託銀行および/または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元(RMB)建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元(オフショア人民元)(CNH)でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

(後略)

###### <訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

保管受託銀行および/または購入申込金の受取りを委託された代理人は、適用法令に従って、その裁量で、また投資者の要請により、各サブ・ファンドの会計通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人によって決定されるものとする。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。上記にかかわらず、人民元(RMB)建ての投資証券に関する申込価格の支払いは、人民元(オフショア人民元)(CNH)でのみ行なわれるものとする。かかる投資証券クラスの申込みに関しては、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

以下のサブ・ファンドにおいて、サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、遅くとも注文日の2ファンド営業日後の日(「決済日」)までに、サブ・ファンドのために保管受託銀行の口座へ払い込まれる。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド
フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ボンド・米ドル
フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル
フォーカス・シキャブ - USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル
フォーカス・シキャブ - ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

(後略)

## 2 買戻し手続等

### <訂正前>

#### 海外における買戻し手続等

買戻申込みは、発行された証書を添付してなされ、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の適正に授權された販売代行会社もしくは支払事務代行会社が受け付ける。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の買戻し代金は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後（以下「決済日」という。）に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

（後略）

### <訂正後>

#### 海外における買戻し手続等

買戻申込みは、発行された証書を添付してなされ、管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行または他の適正に授權された販売代行会社もしくは支払事務代行会社が受け付ける。

資本移動に関する外国為替管理もしくは制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の状況により、買戻請求が提出された国への買戻金額の送金が不可能とならない限り、以下のサブ・ファンドにおいて、買い戻されたサブ・ファンドの投資証券の価額は、遅くとも注文日の2ファンド営業日後の日（「決済日」）までに支払われる。

フォーカス・シキャブ - グローバル・ボンド
フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ボンド・米ドル
フォーカス・シキャブ - ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル
フォーカス・シキャブ - USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル
フォーカス・シキャブ - ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

（後略）

## 4 その他

### <訂正前>

#### 投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日）をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1)資産の評価( )純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われぬ。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

(後略)

<訂正後>

投資証券の発行と買戻しに関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日またはサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。

「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

さらに、以下の表に記載される銀行休業日(すなわち、銀行が通常の営業時間に営業しない日)を以下のサブ・ファンドの非営業日に追加する。

サブ・ファンド	銀行休業日
フォーカス・シキャブ-グローバル・ボンド	イギリス、米国
フォーカス・シキャブ-ハイ・グレード・ボンド・米ドル	米国
フォーカス・シキャブ-ハイ・グレード・ロング・ターム・ボンド・米ドル	米国
フォーカス・シキャブ-USコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル	米国
フォーカス・シキャブ-ワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル	米国、イギリス

銀行休業日とは以下をいう。

- 米国：元日、マーチン・ルーサー・キング・ジュニア・デー、ワシントン誕生日(プレジデント・デイ)、メモリアル・デー、奴隷解放記念日、独立記念日、レイバー・デー、コロンブス・デー、復員軍人の日、サンクスギビング・デー、クリスマス・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日([www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm](http://www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm))。

- イギリス：元日、グッド・フライデー、イースター・マンデー、アーリー・メイ・バンク・ホリデー、スプリング・バンク・ホリデー、サマー・バンク・ホリデー、クリスマス・デー、ボクシング・デーおよび例外的な理由により宣言される、銀行が通常の営業時間内に営業しない祝祭日として追加されるあらゆる日([www.londonstockexchange.com/equities-trading/business-days](http://www.londonstockexchange.com/equities-trading/business-days))。

「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1)資産の評価( )純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で本投資法人が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われぬ。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

(後略)

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (5) その他

<訂正前>

(前略)

( ) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

[http://www.ubs.com/lu/en/asset\\_management.html](http://www.ubs.com/lu/en/asset_management.html)

<訂正後>

(前略)

( ) 苦情処理、議決権行使方針および最良執行

ルクセンブルグの法律および規則に従い、管理会社は、苦情処理、議決権行使方針および最良執行に関する追加情報を、以下のウェブサイトに掲載する：

[www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures](http://www.ubs.com/ame-regulatorydisclosures)

#### 2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

利益相反

(中略)

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

[http://www.ubs.com/lu/en/asset\\_management/investor\\_information.html](http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html)

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

(後略)

<訂正後>

利益相反

(中略)

管理会社による相当な注意および最善の努力にもかかわらず、利益相反を管理するために管理会社が講じた組織的・事務的な措置は、合理的な確信をもって本投資法人またはその投資主の利益が害されるリスクの回避を確保するために十分ではないというリスクがある。この場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定は、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

[www.ubs.com/ame-investornotifications](http://www.ubs.com/ame-investornotifications)

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

(後略)

### 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等

#### (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利

<訂正前>

(前略)

##### (f) 報告書を受領する権利

(中略)

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知は、ウェブサイト ([www.ubs.com/lu/en/asset\\_management/notifications](http://www.ubs.com/lu/en/asset_management/notifications)) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、もしくは各販売国の法的に要求される場合、投資主への通知は郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

<訂正後>

(前略)

##### (f) 報告書を受領する権利

(中略)

各サブ・ファンドの投資証券の発行価格および買戻価格は、ルクセンブルグの本投資法人の登記上の事務所および保管受託銀行において入手可能である。

投資主への通知は、ウェブサイト ([www.ubs.com/ame-investornotifications](http://www.ubs.com/ame-investornotifications)) 上で公告され、かつ、かかる通知を電子メールで受け取る目的で電子メールアドレスを提供した投資主には、電子メールで送付できる。投資主が電子メールアドレスを提供していないか、ルクセンブルグ法またはルクセンブルグの監督官庁がその旨を定める場合、もしくは各販売国の法的に要求される場合、投資主への通知は郵送されるか、またはルクセンブルグ法が許す他の方式により公告されるか、その両方により行われる。

#### (3) 本邦における代理人

<訂正前>

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

(中略)

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

<訂正後>

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(中略)

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

## 第4 関係法人の状況

## 1 資産運用会社の概況

## (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt;訂正前&gt;

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(「管理会社」)

## a. 資本金(株主資本)の額

2024年2月末日現在の株主資本総額は、13,738,000ユーロ(約22億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年2月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 163.25円)による。以下同じ。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ(「管理会社」)

## a. 資本金(株主資本)の額

2024年10月1日現在の株主資本総額は、13,742,000ユーロ(約22億円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 159.20円)による。以下同じ。

(後略)

## (3) 大株主の状況

&lt;訂正前&gt;

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2024年2月末日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,869	100

(後略)

&lt;訂正後&gt;

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2024年10月1日現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・ マネジメント・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001 チューリッヒ、スイス	6,871	100

(後略)

## (4) 役員の状況

&lt;訂正前&gt;

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2024年2月末日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
(前略)				
フランチェスカ・ ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSファンド・マネジ メント(ルクセンブル グ)エス・エイ、ルクセ ンブルグ、チーフ・エグ ゼクティブ・オフィサー	該当なし
(中略)				

(後略)

&lt;訂正後&gt;

UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

(2024年10月1日現在)

氏名	役職名	就任	略歴	所有株式
(前略)				
フランチェスカ・ ジリ・プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	2019年12月5日	UBSアセット・マネジ メント(ヨーロッパ)エ ス・エイ、ルクセンブル グ、チーフ・エグゼク ティブ・オフィサー	該当なし
(中略)				

(後略)

## 2 その他の関係法人の概況

## (2) 関係業務の概要

&lt;訂正前&gt;

(前略)

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)

(後略)

<訂正後>

（前略）

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズS E

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズS Eは、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に關与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。さらに、ファンドの登録・名義書換事務代行者として、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズS Eは、適用されるマネー・ロンダリング防止に関する法令を遵守するために、投資家に関し必要な情報を収集し確認を行う責任も負う。また、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズS Eは、投資家向けの文書の作成および発送を担う顧客コミュニケーション・サービスを提供する。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（後略）

## SFDR関連情報

「別紙 A SFDR関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則(EU)2019/2088第8条第1項、第2項および第2a項ならびに  
規則(EU)2020/852第6条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソミーは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

商品名:フォーカス・シキャブーUSコーポレート・ボンド・サステナブル・米ドル  
法人識別番号:5493007Z6740FCTSM20

## 環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい   いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):\_\_%

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):\_\_%

環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも10%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



## この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位(WACI)

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

### ● この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1)について：

UBS ブレンデッド ESG スコアは、投資ユニバースにおいて、力強い環境および社会的なパフォーマンスの特性、または力強いサステナビリティ・プロファイルを有する発行体／企業を特定するために使用される。UBS ブレンデッド ESG スコアは、UBS ならびに定評がある外部の ESG データ・プロバイダーである MSCI および Sustainalytics の二社による、ESG の標準評価データの平均を表している。このブレンデッド・スコアの手法は、単一の見解のみに依存するのではなく複数の独立した ESG の評価を統合することにより、導き出されるサステナビリティ・プロファイルの精度を高めることになる。UBS ブレンデッド ESG スコアは企業のサステナビリティ・プロファイルを表すもので、環境、社会およびガバナンスの重要な要素を評価する。これらの要素には、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染物および廃棄物の管理、労働基準、サプライチェーンの管理、人的資源の開発、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品の安全性ならびに不正および腐敗防止方針が含まれるが、これらに限定されない。評価の対象になる各企業に、0 から 10 の範囲で、10 が最も高いサステナビリティ・プロファイルを示す UBS ブレンデッド ESG スコアを割り当てる。

個々の投資レベルにおいて、UBS ブレンデッド ESG スコアの最低値はない。

特性 2)

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位(WACI)：

ー スコープ1は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ1には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。

ー スコープ2は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ2には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

### ● この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される—または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMIは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに統合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。

**持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？**

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- － 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- － 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- － 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- － UBS-AMIは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMIは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- － ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先」

**持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)**

国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する企業は除外される。

EUタクソミーは、タクソミー適合投資はEUタクソミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



### この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✖ 考慮する。

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

現在、以下のPAI指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

## 1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- ー 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- ー 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS-AMサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

## 1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- ー 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステューアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

## 1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下のPAI指数は、促進される特性によって考慮される。

## 1.3 「投資先企業のGHG原単位」

- ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ1+2の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AMは、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象はDNSH基準を充足しないことになる。以下のPAI指標もまた、本シグナルの一部である。

## 1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

## 1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

## 1.15 「GHG原単位」

## 1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

考慮しない。

## この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

## ESG インテグレーション:

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

- 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定する UBS 内部の ESG 重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESG インテグレーションにより、企業の ESG リスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対して ESG 上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた UBS 内部の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要な ESG 要因に関するデータを統合した定性的または定量的な ESG リスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

#### ファンド特有の除外事項:

企業発行体: 一般的に企業発行体は、5の基準(1-極めて低い、2-低い、3-普通、4-高い、5-極めて高い)を用いて発行体进行评估する独自のUBS ESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、ESGリスク・ダッシュボード(ESG統合の項に記載される。)において特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体: 企業自身のESGリスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自のESGリスク・ダッシュボードシグナルによるリスク・シグナルを考慮して、独自のESGリスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG統合プロセスの対象範囲部分ではない。

#### サステナビリティ・エクスクルーション・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルーション・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルーション)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルーション・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルーション・ポリシー」の項に記載されている。

### ● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性1):

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性2):

そのベンチマークを下回るスコープ1およびスコープ2の加重平均炭素原単位(WACI)

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

**ファンド特有の除外事項:**

企業発行体:一般的に企業発行体は、5の基準(1-極めて低い、2-低い、3-普通、4-高い、5-極めて高い)を用いて発行体を評価する企業自身のESGリスク勧告を用いてESGリスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESGリスク勧告全体が1から3の間にあり、サステナビリティ・フォーカス・ファンドにとって受け入れ可能なリスクであるとみなされる場合を除き、概して、(ESG統合の項に記載される)ESGリスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体:企業自身のESGリスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自のESGリスク・ダッシュボードシグナルによるリスク・シグナルを考慮して、独自のESGリスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG統合プロセスの対象範囲部分ではない。

**サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:**

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針 サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか?**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか?**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見るが含まれる。



## この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 51%である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 10%である。

**資産配分**とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す**資本的支出**(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費**(OpEx)



**#1 E/S 特性に整合**には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

**#2 その他**には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

**#1 E/S 特性に整合**の区分は以下を包含する。

- **#1A 持続可能**の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- **#1B その他のE/S 特性**の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

● この金融商品は EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか<sup>1)</sup>？

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

EUタクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

以下の2つのグラフは、EUタクソミーに適合している投資対象の最低割合を(本書に該当箇所はない。)で示している。ソプリン債\*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



\*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

\*\*関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

<sup>1)</sup> 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EUタクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214に定められる。

- **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

- **EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EUタクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。

- **社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？**

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。

- **どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？**

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なデータを手に入ることができない有価証券も含まれることがある。

- **この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？**

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

- **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

- **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

- **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいか？**

該当なし。

は、EUタクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよい  
か？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト([www.ubs.com/funds](http://www.ubs.com/funds))で参照することができる。

規則(EU)2019/2088第9条第1項から第4a項までおよび  
規則(EU)2020/852第5条第1項において言及される

金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:フォーカス・シキャブーワールドバンク・ロング・ターム・ボンド・米ドル  
法人識別番号:549300EQWVSTNUBK7H03

持続可能な投資目的

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソミーは、規則(EU)2020/852に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

はい

いいえ

以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):\_\_%

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):80%

環境的/社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも\_\_%の比率で以下の持続可能な投資を行う

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

EUタクソミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

社会目的を有する持続可能な投資

E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



### この金融商品の持続可能な投資目的はどのようなものか？

持続可能な投資として適格な国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。）が発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債に投資する。

持続可能性指標とは、この金融商品の持続可能な目的がどのように実現されるかを測定するものである。

#### ● この金融商品の持続可能な投資目的の実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？

商品の発行体はIBRDである。IBRDは、189の加盟国が所有する国際組織であり、グローバルな開発協力機関である。世界最大の開発銀行の一つとして、中所得国および信用力の高い低所得国にローン、保証、リスク管理商品および助言業務を提供することによって、世界銀行グループの使命を支えている。IBRDは、持続可能な開発活動に資金を提供し、プラスの影響を与えるため、70年以上にわたり債券を発行してきた。すべての世界銀行の開発プロジェクトは、世界銀行グループの目標と合致し、国際連合の持続可能な開発目標に沿った、プラスの環境的・社会的影響と成果を達成するよう企図されている。

#### ● 持続可能な投資対象は、環境面または社会面での持続可能な投資目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

当該金融商品の持続可能な投資対象は、IBRDが発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債である。IBRDは、潜在的な悪影響による損害を回避し、最小限に抑えるための方針を導入している。

##### 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

開発銀行債は、プラスの社会的・環境的影響を有するプロジェクトのために資金調達を可能にするものであるため、この投資対象はサステナビリティ要因に悪影響を及ぼさない。

##### 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？

国際連合グローバル・コンパクト(UNG)の原則に違反している発行体であって、信頼性のある是正行動を示していないとUBS-AMのステュワードシップ委員会が判断する発行体は除外される。



### この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

#### ✘ 考慮する。

主要な悪影響（以下「PAI」という。）とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBSは、その意思決定プロセスにPAI指標を組み込んでいる。

当該金融商品の持続可能な投資対象は、IBRDが発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債である。IBRDは、国際開発金融機関に分類されており、そのような超国家的機関という性質により、主要な悪影響の指標のすべてが関連するわけではない。

現時点において、かつ、関連する場合、除外(エクスクリージョン)は以下のPAI指標に基づいている。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

## 1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

ー UBS-AMは、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AMは、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

持続可能性要因に対するPAIの考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

考慮しない。

## この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

投資戦略の詳細は、上記の「この金融商品の持続可能な投資目的はどのようなものか？」およびその小項目への回答に記載される。

● **持続可能な投資目的を実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

サブ・ファンドは資産の100%(現金、現金同等物、短期金融商品およびデリバティブを除く。)を、持続可能な投資として適格なIBRDが発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債に投資する。サブ・ファンドの資産を(例えば、高いインフローのため)IBRD証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、かかる資産の一部を一時的に米国債に投資することができる。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の結合要素が計算される。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

サブ・ファンドは、持続可能な投資として適格なIBRDが発行する世界銀行債、メディアムタームノート(MTN)および私募債に投資する。サブ・ファンドの資産を(例えば、高いインフローのため)IBRD証券に投資することができず、投資家の最善の利益になる場合、かかる資産の一部を一時的に米国債に投資することができる。SFDRにおいて言及される良好なガバナンス慣行は投資先企業に関係するものであり、ソブリン証券等のその他の種類の投資対象には適用されない。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



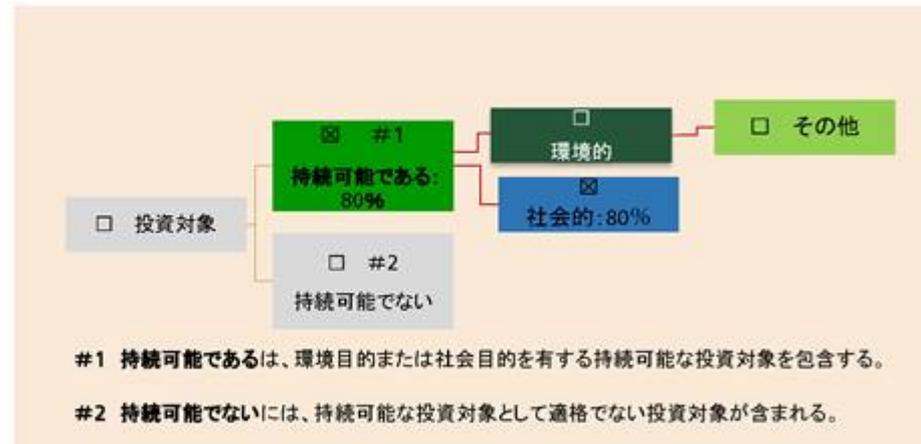
資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

## 資産配分はどのようなものか、また持続可能な投資対象の最低割合はどのくらいか？

当該金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 80%である。当該金融商品の社会目的を有する持続可能な投資対象の最低比率は 80%である。



### ● 持続可能な投資目的はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品の持続可能な投資目的の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



## 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第9条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびに当該金融商品の原投資がタクソミー規則第3条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータは収集することができていない。そのことから、当該金融商品のタクソミー適合投資は0%である。

### ● この金融商品は EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか<sup>1</sup>？

投資する。

化石燃料ガスに投資する。

原子力に投資する。

投資しない。

<sup>1</sup> 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EU タクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU)2022/1214に定められる。

EU タクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および 2035 年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

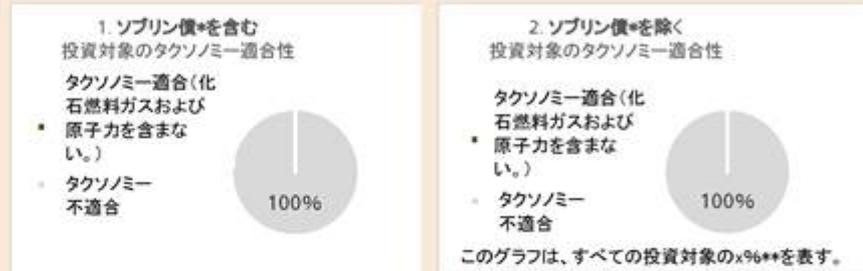
トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

は、EU タクソミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない環境的に持続可能な投資である。



参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

以下の2つのグラフは、EU タクソミーに適合している投資対象の最低割合を線(本書に該当事項はない。)で示している。ソプリン債\*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、当該金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、当該金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



\*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

\*\*関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

### トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。

### EU タクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当該金融商品は、EU タクソミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合を確約していない。

### 社会目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

当該金融商品は、80%以上の比率の社会目的を有する持続可能な投資を目標としている。

### どのような投資対象が「#2 持続可能でない」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

現金、現金同等物、短期金融商品および補助流動性確保の目的またはヘッジ目的で利用されるデリバティブまたはその他の商品が「#2 持続可能でない」に含まれる。

### 持続可能な投資目的を満たすための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

サブ・ファンドは、ベンチマークであるソラクティブ・グローバル・マルチラテラル開発銀行債米ドル5-10年トータル・リターン・インデックスと比較してサブ・ファンドのパフォーマンスを参照する。ベンチマークは、本サブ・ファンドの持続可能な投資目的に沿っている。

● **参照ベンチマークは、持続可能な投資目的と継続的に整合する形でどのように持続可能性要因を考慮するのか？**

ポートフォリオ・マネジャーは、当初から、その投資戦略への関与度およびポートフォリオ・マネジャーが達成しようとする持続可能な目的の実現度の参照ベンチマークを選定している。指数は毎月リバランスされ、指数提供会社が適用する指数の作成方法に関するさらなる詳細は以下に記載される。

● **投資戦略と指数の作成方法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

投資戦略と指数の作成方法の整合性は、ポートフォリオ・マネジャーが指数の発行体部分の一部に投資することから継続的に確保される。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

このベンチマークは、広範な市場指数とは異なり、ベンチマークに組み入れることができるのはマルチラテラル開発銀行が発行した債券のみである。マルチラテラル開発銀行とは、特にG7のすべての国が株主として含まれている開発銀行である。世界銀行はベンチマークを構成する重要な債券発行体である。ベンチマークは本サブ・ファンドの持続可能な投資目的に沿っている。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

指数の作成方法は、指数提供会社の関連するウェブページ(<https://www.solactive.com/indices>)に掲載されている。



**より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？**

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト([www.ubs.com/funds](http://www.ubs.com/funds))で参照することができる。